

構造計算適合性判定業務 申請手数料について

表 1 申請手数料（業務規程 第 20 条関係）

単位：円（1 棟あたりの金額）

	床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法で行われたもの
(1)	1,000m ² 以内のもの	136,000	176,000
(2)	1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	156,000	236,000
(3)	2,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	176,000	266,000
(4)	10,000m ² を超え、50,000m ² 以内のもの	216,000	356,000
(5)	50,000m ² を超えるもの	356,000	636,000

備考

1. 手数料の算定にあたり、申請又は通知に係る棟の二以上の部分が令第 36 条の 4 に規定するエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該棟の部分はそれぞれ別の棟とみなします。
2. 手数料の算定にあたり、申請又は通知に係る棟が増築され、既存の棟と一体の構造となる場合においては、当該申請又は通知に係る棟の床面積と当該既存の棟の床面積を合計した面積を上表の床面積の合計とみなします。
3. 計画変更に係わる手数料については、申請時の棟毎の床面積と同様とします。
4. 判定手数料は、宮城県条例で定められており、当センターが宮城県より指定構造計算適合性判定機関の委任を受けるにあたり、指定されている金額です。

構造計算適合性判定（任意）業務 申請手数料について

表 2 申請手数料

単位：円（1棟あたりの金額）

	床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法で行われたもの
(1)	1,000m ² 以内のもの	149,600	193,600
(2)	1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	171,600	259,600
(3)	2,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	193,600	292,600
(4)	10,000m ² を超え、50,000m ² 以内のもの	237,600	391,600
(5)	50,000m ² を超えるもの	391,600	699,600

備考

1. 手数料の算定にあたり、申請又は通知に係る棟の二以上の部分が令第36条の4に規定するエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該棟の部分はそれぞれ別の棟とみなします。
2. 手数料の算定にあたり、申請又は通知に係る棟が増築され、既存の棟と一体の構造となる場合においては、当該申請又は通知に係る棟の床面積と当該既存の棟の床面積を合計した面積を上表の床面積の合計とみなします。
3. 計画変更に係わる手数料については、申請時の棟毎の床面積と同様とします。
4. 表2の申請手数料には、消費税10%が含まれています。